

お客様各位

---

## カタログ等資料中の旧社名の扱いについて

---

2010年4月1日を以ってNECエレクトロニクス株式会社及び株式会社ルネサステクノロジが合併し、両社の全ての事業が当社に承継されております。従いまして、本資料中には旧社名での表記が残っておりますが、当社の資料として有効ですので、ご理解の程宜しくお願ひ申し上げます。

ルネサスエレクトロニクス ホームページ (<http://www.renesas.com>)

2010年4月1日  
ルネサスエレクトロニクス株式会社

【発行】ルネサスエレクトロニクス株式会社 (<http://www.renesas.com>)

【問い合わせ先】 <http://japan.renesas.com/inquiry>

## ご注意書き

1. 本資料に記載されている内容は本資料発行時点のものであり、予告なく変更することがあります。当社製品のご購入およびご使用にあたりましては、事前に当社営業窓口で最新の情報をご確認いただきますとともに、当社ホームページなどを通じて公開される情報に常にご注意ください。
2. 本資料に記載された当社製品および技術情報の使用に関連し発生した第三者の特許権、著作権その他の知的財産権の侵害等に関し、当社は、一切その責任を負いません。当社は、本資料に基づき当社または第三者の特許権、著作権その他の知的財産権を何ら許諾するものではありません。
3. 当社製品を改造、改変、複製等しないでください。
4. 本資料に記載された回路、ソフトウェアおよびこれらに関連する情報は、半導体製品の動作例、応用例を説明するものです。お客様の機器の設計において、回路、ソフトウェアおよびこれらに関連する情報を使用する場合には、お客様の責任において行ってください。これらの使用に起因しお客様または第三者に生じた損害に関し、当社は、一切その責任を負いません。
5. 輸出に際しては、「外国為替及び外国貿易法」その他輸出関連法令を遵守し、かかる法令の定めるところにより必要な手続を行ってください。本資料に記載されている当社製品および技術を大量破壊兵器の開発等の目的、軍事利用の目的その他軍事用途の目的で使用しないでください。また、当社製品および技術を国内外の法令および規則により製造・使用・販売を禁止されている機器に使用することができません。
6. 本資料に記載されている情報は、正確を期すため慎重に作成したのですが、誤りが無いことを保証するものではありません。万一、本資料に記載されている情報の誤りに起因する損害がお客様に生じた場合においても、当社は、一切その責任を負いません。
7. 当社は、当社製品の品質水準を「標準水準」、「高品質水準」および「特定水準」に分類しております。また、各品質水準は、以下に示す用途に製品が使われることを意図しておりますので、当社製品の品質水準をご確認ください。お客様は、当社の文書による事前の承諾を得ることなく、「特定水準」に分類された用途に当社製品を使用することができません。また、お客様は、当社の文書による事前の承諾を得ることなく、意図されていない用途に当社製品を使用することができません。当社の文書による事前の承諾を得ることなく、「特定水準」に分類された用途または意図されていない用途に当社製品を使用したことによりお客様または第三者に生じた損害等に関し、当社は、一切その責任を負いません。なお、当社製品のデータ・シート、データ・ブック等の資料で特に品質水準の表示がない場合は、標準水準製品であることを表します。  
標準水準： コンピュータ、OA 機器、通信機器、計測機器、AV 機器、家電、工作機械、パーソナル機器、産業用ロボット  
高品質水準： 輸送機器（自動車、電車、船舶等）、交通用信号機器、防災・防犯装置、各種安全装置、生命維持を目的として設計されていない医療機器（厚生労働省定義の管理医療機器に相当）  
特定水準： 航空機器、航空宇宙機器、海底中継機器、原子力制御システム、生命維持のための医療機器（生命維持装置、人体に埋め込み使用するもの、治療行為（患部切り出し等）を行うもの、その他直接人命に影響を与えるもの）（厚生労働省定義の高度管理医療機器に相当）またはシステム等
8. 本資料に記載された当社製品のご使用につき、特に、最大定格、動作電源電圧範囲、放熱特性、実装条件その他諸条件につきましては、当社保証範囲内でご使用ください。当社保証範囲を超えて当社製品をご使用された場合の故障および事故につきましては、当社は、一切その責任を負いません。
9. 当社は、当社製品の品質および信頼性の向上に努めておりますが、半導体製品はある確率で故障が発生したり、使用条件によっては誤動作したりする場合があります。また、当社製品は耐放射線設計については行っておりません。当社製品の故障または誤動作が生じた場合も、人身事故、火災事故、社会的損害などを生じさせないようお客様の責任において冗長設計、延焼対策設計、誤動作防止設計等の安全設計およびエージング処理等、機器またはシステムとしての出荷保証をお願いいたします。特に、マイコンソフトウェアは、単独での検証は困難なため、お客様が製造された最終の機器・システムとしての安全検証をお願いいたします。
10. 当社製品の環境適合性等、詳細につきましては製品個別に必ず当社営業窓口までお問合せください。ご使用に際しては、特定の物質の含有・使用を規制する RoHS 指令等、適用される環境関連法令を十分調査のうえ、かかる法令に適合するようご使用ください。お客様がかかる法令を遵守しないことにより生じた損害に関し、当社は、一切その責任を負いません。
11. 本資料の全部または一部を当社の文書による事前の承諾を得ることなく転載または複製することを固くお断りいたします。
12. 本資料に関する詳細についてのお問い合わせその他お気付きの点等がございましたら当社営業窓口までご照会ください。

注 1. 本資料において使用されている「当社」とは、ルネサスエレクトロニクス株式会社およびルネサスエレクトロニクス株式会社とその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいいます。

注 2. 本資料において使用されている「当社製品」とは、注 1 において定義された当社の開発、製造製品をいいます。

**必ずお読みください**

**720 シリーズ用コンパクトエミュレータ専用  
エミュレータデバグ  
M3T-PD72M V.1.00 Release 02  
リリースノート  
第 1 版**

**株式会社ルネサス ソリューションズ**

**2006 年 7 月 16 日**

**概要**

この度は M3T-PD72M V.1.00 Release 02 (以下PD72Mとします)を採用いただきまして誠にありがとうございます。

本資料は、製品の構成、インストール手順、ユーザーズマニュアルの補足等について説明しています。本製品をご使用の際は、このリリースノートもご覧いただきますようお願い申し上げます。

またリリースノートの最後に使用権許諾契約書を添付しております。ソフトウェア開封前に必ずご覧下さい。

**目次**

<b>1. 製品の構成</b> .....	<b>2</b>
<b>2. 動作環境</b> .....	<b>3</b>
<b>3. インストール手順</b> .....	<b>4</b>
3.1 PD72M V.1.00 Release 02 のインストール.....	4
3.2 HTML Help Update コンポーネントのインストール.....	4
3.3 Acrobat Reader のインストール.....	4
3.4 USB デバイスドライバのインストール.....	4
<b>4. 技術サポート</b> .....	<b>5</b>
4.1 電子メールでの技術サポート.....	5
4.2 FAX での技術サポート.....	5
4.3 ホームページによるサポート.....	5
<b>5. 注意事項</b> .....	<b>6</b>
5.1 FILE コマンドについて.....	6
5.2 ファイルとディレクトリの取り扱いについて.....	6
<b>6. バージョンレポート</b> .....	<b>6</b>
6.1 PD72M V.1.00 Release 02.....	6
6.2 PD72M V.1.00 Release 1.....	6
<b>7. 使用権許諾契約書</b> .....	<b>7</b>

Active X, Microsoft, MS-DOS, Visual Basic, Visual C++, Windows および Windows NT は、米国 Microsoft Corporation の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

IBM および AT は、米国 International Business Machines Corporation の登録商標です。

Intel, Pentium は、米国 Intel Corporation の登録商標です。

Adobe および Acrobat は、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の登録商標です。

その他すべてのブランド名および製品名は個々の所有者の登録商標もしくは商標です。

## 1. 製品の構成

PD72M V.1.00 Release 02 は、以下のものから構成されています。

### ■製品ディスク

#### 1. PD72Mインストールプログラム一式

PD72Mインストールプログラムを実行しますと、以下のファイルがインストールされます。

「プログラム」

- pd72m.exe V.1.00.01
- pd72mdl.dll V.1.00.01
- communi.dll V.2.01.05
- asm72.exe V.1.20.02C
- crf72.exe V.1.01.01C
- branch.exe V.1.01.00

#### ● MCU データファイル

m34282m1.dat	m34282m2.dat
--------------	--------------

#### ● m342xxa1.c0 (以下のファイル)

M34200A1.c0
-------------

#### ● m342xx.dbg (以下のファイル)

M34282.dbg
------------

- pd72m.fwi
- pd72m.chm

「電子ファイル」

ファイル名	内容
pd72mnj.pdf	M3T-PD72M V.1.00 Release 02 リリースノート
pd72muj.pdf	M3T-PD72M V.1.00 ユーザーズマニュアル
asm72uj.pdf	ASM72 V.1.20 ユーザーズマニュアル

「USB 用デバイスドライバ」

- MUsbDrv.sys
- MUsbDrv.inf

USB 用デバイスドライバは、インストールしたディレクトリ下の 'drivers' ディレクトリ(例:c:\¥mtool¥pd72m¥drivers)にコピーされます。システムへのインストールは USB 使用時に行います。

#### 2. HTML Help Update コンポーネント

HTML ヘルプを表示するための追加コンポーネントです。本コンポーネントはマイクロソフト社から提供されているものです。PD ヘルプが表示できない場合は、このセットアッププログラムを実行し、ヘルプ表示用ランタイムコンポーネントを更新して下さい(セットアップ終了後、Windows を再起動する必要があります)。

### ■PD72M V.1.00 Release 02 リリースノート

使用権許諾契約書を含みます。

- これらのものが製品に含まれていない場合は、ご購入いただいたルネサス テクノロジ営業または特約店にご連絡下さい。
- リリースノートの最後にソフトウェア使用権許諾契約書を添付しております。ソフトウェアをインストールする前に必ずご覧下さい。

## 2. 動作環境

PD72Mは、以下のホストマシン、エミュレータ環境で動作します。

表1 ホストマシン環境

ホストマシン名	IBM PC/AT 互換機
OS	日本語 Windows Me 日本語 Windows 98 日本語 Windows XP 日本語 Windows 2000
CPU	Pentium II 233MHz 以上を推奨
メモリ	128M バイト以上を推奨

### 3. インストール手順

#### [注意事項]

ホストマシンのOSにWindows XP/2000 をご使用の場合は、**administrator**の権限を持つユーザが実行して下さい。**administrator**の権限を持たないユーザでは、インストールを完了することができませんので、ご注意下さい。

#### 3.1 PD72M V.1.00 Release 02のインストール

##### 3.1.1 PD72Mのインストール

以下の手順でインストールして下さい。

1. インストーラの起動  
Windows のエクスプローラ等から製品ディスクの¥PD72M¥W95J フォルダにある”setup.exe”を起動してください。
2. 製品ライセンスの表示  
“製品ライセンス契約”ダイアログにおいて、PD72M の製品ライセンスの契約内容を表示しています。契約内容は、必ずお読みください。
3. ユーザ情報の入力  
“ユーザ情報ダイアログ”において、ユーザ情報(ご契約者、所属、連絡先、インストール先)を入力してください。入力された情報は、メールによる技術サポートのフォーマットとなります。
4. コンポーネントの選択  
“コンポーネントの選択”ダイアログにおいて、インストールするコンポーネントを選択してください。このダイアログでは、インストール先ディレクトリを変更することが可能です。
5. インストールの終了  
セットアップが終了したことを知らせるダイアログが表示されましたら、インストールは終了です。

#### 3.2 HTML Help Update コンポーネントのインストール

PD72Mのヘルプは、HTML ヘルプとして提供しています。HTML ヘルプを表示するには、Internet Explorer 4.0 以降が組み込まれている必要があります。

HTML ヘルプが表示できない場合は、Internet Explorer 4.0 以降をインストールしていただくか、HTML Help Update コンポーネント(Hhupd.exe)をインストールしていただくか、またはその両方をインストールしていただく必要があります。

HTML Help Update コンポーネントのインストールプログラムは、製品ディスクの¥Utility¥Hhupd.exe に格納してありますので、必要に応じてインストールしてください(セットアップ終了後、Windows を再起動する必要があります)。また、最新版はマイクロソフト社の以下のサイトからダウンロードできます。

MSDNのホームページアドレス: <http://msdn.microsoft.com/>

#### 3.3 Acrobat Reader のインストール

PD72Mのマニュアルは、電子マニュアルとして提供しています。電子マニュアルを参照するためには、Acrobat Reader が必要です。最新版の Acrobat Reader、はアドビシステムズ社のホームページからダウンロードして下さい。

アドビシステムズ社のホームページアドレス: <http://www.adobe.co.jp/>

#### 3.4 USB デバイスドライバのインストール

以下の手順で USB デバイスドライバをインストールしてください。

1. ホストマシンとコンパクトエミュレータを USB ケーブルで接続してください。
2. コンパクトエミュレータの電源を投入してください。
3. USB デバイスが検出され、対応するデバイスドライバをインストールするためのウィザードが起動します。

そのままウィザードに従うとセットアップ情報ファイル (inf ファイル) を指定するためのダイアログがオープンします。PD72Mをインストールしたディレクトリ下 (例: ¥mtool¥pd72m¥drivers) の musbdrv.inf ファイルを指定してください。

#### [注意事項]

- USB デバイスドライバをインストールするには、あらかじめご使用になるPD72Mがインストールされている必要があります。先にPD72Mをインストールしてください。
- USB 通信は、Windows Me/98/2000/XP 以外の OS では使用できません。
- Windows 2000/XP をご使用の場合、USB デバイスドライバのインストールは Administrator 権限を持つユーザが実施してください。
- インストール中にデバイスドライバ本体 musbdrv.sys が見つからないというメッセージが出る場合があります。musbdrv.sys は、musbdrv.inf ファイルと同じディレクトリに格納されていますので、こちらを指定してください。

## 4. 技術サポート

### 4.1 電子メールでの技術サポート

インストール時に入力いただいた情報を元に技術サポート用のテキストファイルを作成しています。そのテキストファイルにご質問内容を入力頂き、弊社 ツールサポート窓口(csc@renesas.com)宛に送付ください。

テキストファイルは、

Windows メニュー [スタート]→[プログラム]→[RENESAS-TOOLS]→[PD72M V.x.xx Release x]→[サポート連絡書]  
の選択でオープンできます。

### 4.2 FAX での技術サポート

サポート連絡書に必要な事項を記入頂き、弊社ツールサポート窓口 (FAX: 06-6398-6191) 宛に送付ください。

#### 「技術サポートに関するお願い」

弊社のソフトウェアツールでは、動作環境としてホストマシンの種類を指定しています(例: IBM PC/AT とその互換機等)。これは弊社が想定する(サポートの対象とする)動作環境を示すためのもので、該当するすべての機種や、該当する機種のあらゆる環境(デバイスドライバ、周辺装置等)においての動作を"保証"するものではありません。弊社が指定した動作環境でソフトウェアツールをお使いの場合に万一、問題が発生した場合は、その問題を解決するための技術サポート(不具合修正や問題回避策のご連絡等)をさせていただきます。

なお、お客様の環境下で発生した問題が弊社の動作環境下で再現できない場合、その問題を解決するためにお客様にご協力頂く場合があります(お客様同意の上、機材等をお借りする場合があります)。あらかじめご了承下さいようお願い申し上げます。

### 4.3 ホームページによるサポート

下記 URL のホームページにて、ツールのデータシート、過去のツールニュース、FAQ など、ツールに関するさまざまな情報を提供しております。

ルネサスマイクロコンピュータ開発環境ホームページ: <http://www.renesas.com/jp/tools>

また、

Windows メニュー [スタート]→[プログラム]→[RENESAS-TOOLS]  
→[ルネサス開発環境 HomePage(リンク)]

からもアクセス可能です。

## 5. 注意事項

### 5.1 FILE コマンドについて

ダウンロードしたプログラムが複数のソースファイルから構成されている場合で、かつその中の一部のソースファイル(XXXX)が削除されているときに、以下のコマンド

**FILE** ファイル名

を実行すると、指定したファイルの有無に関らず、以下のエラーメッセージ

"ファイル XXXX が見つかりません。"

が表示される場合があります。

その場合は、削除してしまったファイルを元に戻すか、プログラムウィンドウの **View** ボタンでソースファイルの表示を行ってください。

### 5.2 ファイルとディレクトリの取り扱いについて

PD72Mは Windows Me/98、Windows XP/2000 上で動作しますが、以下の点に注意してご使用頂くようお願いいたします。

1. ファイル名、及びディレクトリ名について

空白文字を含むファイル名、ディレクトリ名は使用できません。

漢字のファイル名、ディレクトリ名は使用できません。

.(ピリオド)が2つ以上ついたファイルは使用できません。

ロングファイル名には、対応しておりません。MS-DOSのファイル名規則(8.3)に従います。

2. ファイル指定、およびディレクトリ指定について

"..." (2つ上のディレクトリ指定)は使用できません。

ネットワークパス名は使用できません。ネットワークパス名を使用する場合は、ドライブに割り当てて使用してください。

## 6. バージョンレポート

本節では、変更したソフトウェアの仕様について説明しております。

### 6.1 PD72M V.1.00 Release 02

本バージョンでは、前バージョン PD45M V.1.00 Release 1 から以下の仕様を変更しました。

#### 6.1.1 障害改修

- ハードウェアブレイクのスタックオーバーフロー検出機能において、MCU のスタックレジスタ **SK** が最大レベルを超えていないにも関わらず、スタックオーバーフローを検出してしまふ問題を改修しました。

### 6.2 PD72M V.1.00 Release 02

本バージョンが、最初のバージョンとなります。



## 7. 使用権許諾契約書

### 必ずお読みください。

本契約は、弊社のソフトウェア製品に関して、お客様(法人に限るものとします)と弊社との間に締結される法的に有効な契約書であり、本契約は、お客様にて本ソフトウェア製品をインストールすることによりお客様にて承諾されたものと看做し、成立致します。

## ソフトウェア使用許諾契約書

お客様(以下、「甲」といいます)と株式会社ルネサス ソリューションズ(以下、「乙」といいます)とは、この「ソフトウェア使用権許諾契約書」(以下、「本契約」といいます)とともに提供されるソフトウェア及びそのマニュアルにつき、以下の通り契約するものとします。

### 第1条(用語の定義)

- 本契約において使用される以下の各用語の意味は、次の定義の通りとします。
  - 「本ソフトウェア製品」とは、乙がソフトウェア製品(乙の製品名:M3T-PD72M)として提供する、以下のもので構成されるソフトウェアをいいます。
    - 「本プログラム」とは、乙のエミュレータシステムを制御する機能を有するプログラムをいいます。
    - 「本マニュアル」とは、本プログラムに関する技術資料(マニュアル等の文書)をいい、電子文書、又は印刷物の形態で提供されるものをいいます。
  - 「指定システム」とは、甲が管理・所有する、本ソフトウェア製品をインストールして動作させるコンピュータシステムをいいます。

### 第2条(ライセンスの許諾)

- 乙は甲に対し、以下の譲渡不可、非独占的な権利を無償で許諾します。
  - エミュレータを制御する目的で指定システムに本ソフトウェア製品をインストールすること。なお、甲が同時に使用する本ソフトウェア製品の総数に制限はないものとします。
  - 第(1)号に従い本ソフトウェア製品を使用する目的で本マニュアルに含まれる電子文書を、プリンタ装置で出力すること。
  - 甲は、バックアップの目的のために1部に限り、本ソフトウェア製品を複製することができます。
- 前項に従い本ソフトウェア製品をインストール又は複製した場合、甲は、すべての本ソフトウェア製品の複製物の所持数、保管場所及び本ソフトウェア製品をインストールした指定システムを記した適切な記録を保持し、乙から要求があった場合は、速やかにその記録を乙に開示しなければならないものとします。
- 本契約で明示的に規定されている権利のみに限り、乙は甲に対して、本ソフトウェア製品の使用を許諾します。乙は甲に対して、本ソフトウェア製品について本契約において明示的に許諾した権利を除いて乙の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、半導体回路配置利用権または営業秘密に基づく何らの実施権、使用権または利用権をも許諾するものではありません。

### 第3条(制限)

- 甲は、本契約において許諾される場合を除き、本契約による使用権を譲渡したり、本ソフトウェア製品を使用、複製、譲渡、レンタル、又はその他の処分、若しくは第三者に再実施許諾してはならないものとします。但し、本契約において許諾される場合以外の本ソフトウェア製品の取り扱いにつき甲が希望した場合で、乙が必要と認めた場合には、その取り扱いにつき別途甲乙協議の上取り決めるものとします。
- 甲は、本ソフトウェア製品及びその複製物に含まれている著作権表示を取り除いてはなりません。
- 甲は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルしてはなりません。
- 甲は、本ソフトウェア製品に含まれる電子文書を、商業的な利用目的でプリンタ装置に出力してはなりません。
- 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

#### 第4条(本ソフトウェア製品の権利)

1. 本ソフトウェア製品の著作権はすべて乙に帰属するものであり、本契約のいかなる条項も、甲に斯かる著作権の全部又は一部を譲渡するものではありません。
2. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

#### 第5条(サポート)

1. 乙は、本ソフトウェア製品に関して乙が適切と判断した方法により、甲に対して技術サポートを実施します。
2. 甲が本ソフトウェア製品をバージョンアップする手続に関しては、乙が開設するホームページ、その他の手段によって、乙が適切と判断した手段で別途甲に連絡します。なお、乙は、バージョンアップにかかる費用を甲に請求することができるものとします。

#### 第6条(乙の免責)

1. 乙は、本契約第5条で定めるものが、本契約における乙の唯一の責任とします。但し、第5条は本契約において明示的に乙の責任を定めるものであって、本ソフトウェア製品及びその甲の使用に関して、甲がいかなる損害を被った場合であっても、乙は甲に対して、一切の保証責任及び一切の担保責任を負わないものとします。従って、本ソフトウェア製品に関して発生した問題は甲の責任および費用負担によって処理されるものとします。
2. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

#### 第7条(秘密保持)

1. 甲は、本ソフトウェア製品及び本契約に関連して乙が秘密と指定して甲に開示する情報(本ソフトウェア製品を含み、以下「秘密情報」という)を、秘密に保持し、その全部または一部を第三者に開示又は漏洩してはならず、乙のエミュレータシステムを制御する目的以外に使用してはなりません。
2. 前項の義務は、次の各号のいずれかに該当するものには及ばないものとします。
  - (1) 甲が秘密情報を受領したときに既に所有していた情報。
  - (2) 甲が秘密情報を受領したときに既に公知であった情報。
  - (3) 甲が秘密情報を受領後、甲の責によらず公知となった情報。
  - (4) 甲が秘密情報に基づかず独自に開発した情報。
  - (5) 行政庁または裁判所から開示を求められた情報。ただし、この場合、開示に先立ち甲は書面により乙に通知し、乙に当該開示に異議を申し立てる機会を与えなければならないものとします。
3. 本条の定めは本契約終了後もなお3年間有効とします。

#### 第8条(契約期間と終了)

1. 本契約は、甲が本ソフトウェア製品をインストールした時から発効し、下記の各号により終了するまで有効に存続します。
2. 甲が乙に対し、1ヶ月前に書面通知を出すことにより、本契約に基づく使用権を終了させたとき。
3. 甲が本契約のいずれかの条項に違反した場合であって、甲が乙からの当該違反を是正する書面による通知を受領した後30日を経過してもなお当該違反が是正されないとき。
4. 甲及び乙が次の各号の一つにでも該当したとき。
  - (イ) 甲又は乙が第三者からの差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立てを受け、又は破産、特別清算、民事再生、会社整理、会社更生手続の開始の申立てを受けたとき、若しくは自ら申立てたとき。
  - (ロ) 甲又は乙が監督官庁から営業停止又は営業免許取消若しくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
  - (ハ) 甲又は乙が営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。
  - (ニ) 甲又は乙が手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (ホ) その他、甲又は乙に不信行為があり、あるいは財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
5. 前項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合といえども、本契約の各条項においてこれと異なる期間を定めている場合には当該定めが優先します。

#### 第9条(本契約終了後の義務)

1. 甲は、本契約が終了した場合には、その終了の日から15日以内に本ソフトウェア製品及び本契約に基づいて作成した本ソフトウェア製品の複製物並びに指定システムにインストールしたすべての本ソフトウェア製品を破棄しなければなりません。なお、甲は、乙の要求によりその破棄の旨を証明する文書を1ヶ月以内に乙に提供するものとします。

第10条(その他)

1. 本契約に規定のない事項及び甲と乙との間に生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決します。
2. 前項において、甲乙協議により解決を図ったにもかかわらず、甲乙間にて紛争が生じた場合には、乙が指定する裁判所を管轄裁判所として解決することとします。
3. 本条の定めは本契約終了後もなお有効とします。

株式会社ルネサス テクノロジ

以上